

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。

平成二十六年十二月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十六年三月二十八日奈良県指令桜土第四六一一五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年十二月十五日桜土第六六一八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市新賀町八三番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市新賀町八三番二

清水理伸

一 許可番号

平成二十六年十月三十日奈良県指令桜土第四七一八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年十二月十六日桜土第六六一九号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年十二月十六日桜土第六七一二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域又は工区

橿原市小槻町四五五番一、四五六番一及び四五八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市曾我町一〇五三番地の二

有限会社美興ワールドハウス 代表取締役 中垣内多美

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市小槻町四五五番一、四五六番一及び四五八番一の各一部